

第2号様式（第11条関係）

意見公募手続(パブリックコメント)に対する意見等の概要及び検討結果

- 1 案 件 名：鹿屋市環境保全条例
- 2 意見の募集期間： 19年10月1日～10月31日（31日間）
- 3 意見提出者： 1 人
- 4 意 見 数： 1 件

〈検討結果区分〉

A：策定案に反映できるもの	件
B：既に盛り込み済みのもの	件
C：今後の参考となるもの	件
D：反映できないもの	件
E：その他感想や質問など	1 件
計	1 件

番号	意見等の概要	検討結果の区分	意見等に対する検討結果
1	<p>環境は欲の概念を現状として示すのである。良い状態にすることは当たり前ではあるが、人間が仕事として対応した結果、罰するのは、効果的とは思えない。まごころが無いのは、すべては最終的にお金が必要。家族にはお金が必然になるため、倫理、道徳、法律は考えなくて良いという社会となっているが、学び、説得する。自然は守るべき感情の財産であり、平和であることは常に考える問題であり、国家が誤った時でも、平常心を忘れずに行動したい。当たり前より日常、見続けることである。そのことは、子供たちに100万ドルのほほえみを約束するものである。</p>	E	<p>良好な環境を保全するために、今後の環境施策等の参考とさせていただきたいと考えております。</p>

